

## 「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項

新型コロナウイルス感染症により、大きな被害を受けている飲食店や小売店などで利用できる伊賀市プレミアム付商品券(以下「商品券」という)を発行し使用していただくことで、市経済の活性化を図ります。つきましては、事前の登録をぜひお願いいたします。

### ○具体的内容

令和2年9月上旬 から 令和3年2月28日まで有効予定の商品券を発行し、利用者はあらかじめ事前に登録された市内事業所でその商品券を使用し、商品、サービス、役務等の提供を受ける。

### ○取扱店の参加資格

伊賀市で事業を行う事業所であること。

### ○登録受付場所

上野商工会議所、伊賀市商工会本所・支所

### ○登録受付期間

令和2年7月6日(月)から7月31日(金)一次締め切り

(※締切以後の申込は初回チラシ等に掲載されませんが随時受付致します。)

午前9時から午後5時

(土日祝日は除く、平日のみ、但し伊賀市商工会島ヶ原支所は月水金曜日のみ)

### ○取扱店の登録方法並びに誓約書

1店舗あたり1申込書並びに誓約書に必要事項を記入し、下記登録料を添えて申し込みください。

・登録料 1店舗あたり

会員	小売の売場面積1,000㎡未満・小売業以外	無料
	小売の売場面積1,000㎡以上	無料
非会員	小売の売場面積1,000㎡未満・小売業以外	30,000円 (免除有り 注① 注②)
	小売の売場面積1,000㎡以上	50,000円 (売り場面積1,000㎡につき)

(会員とは、上野商工会議所、伊賀市商工会、に所属する事業所)

(小売店舗の売り場面積:大規模小売店舗立地法に定める売場面積)

(テナント事業者は賃借している売場面積)

**注①: 但し非会員で、伊賀市内に本社・本店を置く事業所(FC店は除く)は、登録料を免除します。**

**注②: 但し非会員で、令和2年において、前年同月比30%以上売上減少している事業者は、登録料を免除します。**

取扱店になろうとする事業所は、誓約書に署名捺印をし、不正な取り扱いなどを行わない旨誓約しなければならない。

### ○商品券の額面と種類等

市内世帯等用商品券については、1,000円券で8枚つづり1冊(8,000円分)を5,000円で販売。内5,000円分は大型店(売場面積1,000㎡以上の小売店舗)と中小・飲食店ほか全ての取扱店で使用できる共通券、3,000円分は一般商店(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで使用できる中小・飲食店用券の2種類。1世帯につき1冊販売。総数50,000冊発行。

市内宿泊者用商品券については、1,000円券で5枚つづり1冊(5,000円分)を3,000円で販売。内2,000円分は共通券、3,000円分は中小・飲食店用券の2種類。宿泊業については共通券、中小・飲食店用券の両方取扱(使用)可能。宿泊所1泊1室につき1冊販売。総数10,000冊発行。

○対象外となる商品、サービス、役務等

・不動産や金融商品 ・たばこ ・金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ・性風俗関連等 ・国税や地方税の支払 ・その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が、商品券の利用対象として適当と認めないもの。

○商品券の取扱い

共通券は、大型店(売場面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の小売店舗)と中小・飲食店ほかの全ての店舗で取り扱えます。

中小・飲食店用券は、一般商店(大型店以外の店舗)・飲食店ほかで取り扱えます。

商品券は現金と引換え出来ません。また、おつりは渡さないでください。

○取扱店ポスターの明示

取扱店に登録された店は、取扱店である旨のポスター(大型店 3 枚、それ以外は 2 枚配布予定)を消費者がよくわかる場所に貼って下さい。

追加でポスターが必要な場合は、ご連絡下さい。

○換金の手数料と方法

商品券換金についての手数料は無料です。

取扱店は、商品券を換金する場合、商品券裏面の取扱店欄に必ず店名を記入あるいは押印して、1 週間分をまとめて、申込書で事前に届け出た金融機関に商品券を持参し、金融機関の指定に従い、換金してください。(取扱枚数が多い場合は、金融機関にご相談ください。)

取扱店名の記入あるいは押印がない商品券は換金が出来できません。

利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

○換金期間

取扱店は、商品券を換金する場合、令和 3 年 3 月 5 日までに申込書に記入した金融機関で手続きをして下さい。

期限経過後の商品券は、一切換金することは出来ません。

○取扱店取り消しと損害賠償

取扱店において不正な行為が判明した場合は、直ちに取扱店の資格を停止します。なお、その場合はその内容を公表します。

また、伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会は、その不正な行為により損害が生じた場合は損害の賠償請求を行います。

**お願い**

各店におきまして、商品券を利用した場合の特典やサービスの実施をぜひご検討ください。

**【お問合せ先】**

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会

事務局 上野商工会議所 Tel0595-21-0527

事務局 伊賀市商工会 Tel0595-45-2210(本所・伊賀支所)

Tel0595-43-0014(阿山支所)

Tel0595-47-0321(大山田支所)

Tel0595-59-2010(島ヶ原支所)

Tel0595-52-0438(青山支所)

事務局 (-社)伊賀上野観光協会 Tel0595-26-7788

事務局 (株)まちづくり伊賀上野 Tel0595-51-5504



# 「伊賀市プレミアム付商品券」事業 誓約書

年 月 日

伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会 御中

〒

住 所

事業所名

代表者名(管内事業所責任者名)

印

「伊賀市プレミアム付商品券」事業の主旨に賛同し、取扱いに関しては、「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項ならびに法令遵守の精神を持って不正な行為を行わないことを誓約いたします。

また、誓約したにもかかわらず不正な行為を行った場合は、「伊賀市プレミアム付商品券」取扱店募集要項等に定める、取扱店の取消し並びにその内容の公表等については異議を申し立ていたしません。

(不正な行為の例)

- 商品や役務などの提供をしないで商品券のみを換金する
- 登録の際虚偽の申請を行う
- その他伊賀市プレミアム付商品券事業実行委員会が不正であると判断した行為

など